

平成25年3月26日
復興庁

復興推進計画の認定について

平成25年3月14日付けで、宮城県から申請があった復興推進計画について、3月26日に認定します（認定番号宮城第20号）。概要は以下のとおりです。

記

● 確定拠出年金法に係る特例措置

【対象区域】

宮城県内35市町村の区域

【特例措置の内容】

確定拠出年金法により、通算拠出期間が1年以上3年以下であること等一定要件を満たす者以外は、原則として中途での脱退が認められていないところ、本特例により、住環境の再建、事業の維持・再開、就労確保等に資金を活用すると特定地方公共団体の長が認めた者への一時脱退金の支給を可能とするもの。

認定を受けた復興推進計画は、復興庁ウェブサイト
(<http://www.reconstruction.go.jp/>) に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 藤井、伊藤、妹尾

TEL：03-5545-7304

宮城復興局 小泉、佐藤（竹）、伊藤

TEL：022-266-2166